

■ 全般

Q 1 交付申請はいつ行えばよいのか。

A 1 本制度は、原則、交付申請日から交付決定を受けた資格の受験日までの間に支払った受験料及び試験対策経費を補助の対象としています。したがって、交付申請については、受験料及び試験対策経費を支払う前に行ってください。

Q 2 実績報告はいつ行えばよいのか。

A 2 実績報告については、原則、交付決定を受けた資格の受験日の翌日から 30 日以内に行う必要があります。

Q 3 申請に期限はあるのか。

A 3 本制度は年度単位の事業のため、3 月までに実績報告を完了する必要があります。そのため、令和 7 年度は申請期限を令和 8 年 3 月 13 日（金）とさせていただきます。

Q 4 補助金はいつ振り込まれるのか。（例：6 月試験受験、7 月実績報告、8 月額確定）

A 4 本補助金については、額の確定後に支払請求をした日の翌日から 30 日以内に支払われるよう手続きを進めます。

Q 5 補助金の振込先は、生徒本人名義の口座になるのか。親、又は祖父母の口座でもよいのか。

A 5 補助金の振込先については、支払請求の際に指定した口座となります。ただし、生徒本人以外の方に口座を指定する場合は、補助金の受領に関する権限について、生徒本人がその方に対し委任する必要があります。

Q 6 （保護者）受験したい資格に関する必要経費について、そもそも給付型奨学金が充当されるのか、積立金から引かれるのか、わからない。どのようにすればわかるか。

A 6 受験したい資格に関する必要経費について、給付型奨学金が充当されるかについては、所属校から示される給付型奨学金対象事業の一覧から御確認いただけます。また、積立金から引かれるかについては、所属校から示される年間徴収計画から御確認いただけます。

Q 7 積立金から支払われていると思うが、金額がわからない。どのように報告すればよいのか。

また、補助を受けられる金額の枠内で問題集を購入したいと考えているが、実績額は企画室に確認すれば、都度わかるのか。

A 7 積立金から支払われている金額については、報告不要です。別途、事務局において確認します。また、積立金の実績額については、所属校から示される年間徴収計画において目安の金額（予算額）を御確認いただけます

Q 8 資格ごとの補助上限額はどのように決めたのか。

A 8 資格ごとの補助上限額については、資格ごとに想定される試験対策を一通り行った上で受験する場合に必要な経費を積み上げております。

Q 9 補助上限額 4 万円の資格において実際に補助を受けられる金額はいくらか。

- ① 支払総額 59,000 円
- ② 支払総額 100,000 円
- ③ 支払総額 1,900 円

A 9 補助上限額 4 万円の資格において実際に補助を受ける金額については、以下のとおりです。
ただし、以下の金額は、支払総額がすべて補助の対象と認められた場合です。

- ① 補助金額 29,000 円 ($59,000 \text{ 円} \times 1/2 = 29,000 \text{ 円} ※ 1 < 40,000 \text{ 円}$)

※ 1

59,000 円の 1/2 は 29,500 円であるが、千円未満の端数は切り捨てるため、500 円を切り捨て、29,000 円

- ② 補助金額 40,000 円 ($100,000 \text{ 円} \times 1/2 = 50,000 \text{ 円} > 40,000 \text{ 円} ※ 2$)

※ 2

支払総額の半額 (50,000 円) が補助上限額 (40,000 円) を超えているため、補助金額は上限額の 40,000 円

- ③ 補助金額 0 円 ($1,900 \text{ 円} \times 1/2 = 950 \text{ 円} ※ 3$)

※ 3

1,900 円の 1/2 は 950 円であり、千円未満の端数は切り捨てるため、補助金額は 0 円

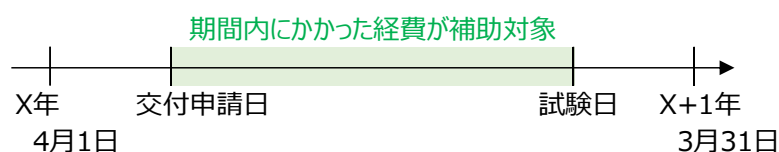
■ 補助対象の適否

Q 1 来年度の 4 月に試験がある資格について、今年度の 3 月に講座の受講、受講料の支払いが発生するが、補助を受けられるか。

A 1 来年度の 4 月に当該資格を受験することが適当であると認めた場合、今年度の 3 月に受講する講座の受講料については、補助の対象としています (講座の受講料を支払う前に交付申請を行っていることが前提です。)

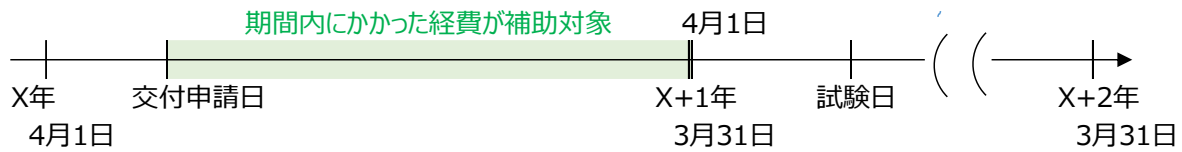
なお、本制度は、原則、交付申請日から交付申請を行った年度に交付決定を受けた資格の受験日までの間に支払った受験料及び試験対策経費を補助の対象としています。ただし、交付申請を行った年度の翌年度に受験することが適当であると認めた資格については、交付申請日から交付申請を行った年度の末日までに支払った受験料及び試験対策経費を補助の対象としています。

ア 原則～



工科高校資格取得アシスト制度Q & A

イ ただし～



Q 2 要領別表に記載のない資格の受験で補助を受けたい。記載のある資格の上級のもの（3級→2級）でも認められないか。

A 2 要領別表に記載のない資格であっても、当該資格が本補助金の趣旨を十分に満たすと認めた場合、補助の対象としています。

Q 3 受験したい資格が決まったが、まだ交付申請はしていない。既に問題集を購入してしまっているが、補助対象となるか。

A 3 交付申請前に購入した問題集の費用については、補助の対象外です。

Q 4 現在3年生である。大工の技能検定を受けたいが、必要となる工具（製図関係）は1年生のときに購入しており、今年度は受験料しかかからないため、過年度に購入した工具は対象にならないのか。（領収書等はなし。）対象にならないと、学年間で不公平ではないか。

A 4 交付申請を行った日より前に発生した経費は、補助の対象外です。

Q 5 10月の資格試験に向けて交付申請をしていたが、8月に通信制高校に転学することになった。資格取得の補助を受けられる前提で、既に受講料を支払っているが、工科高校を転学後も補助を受けられるか。

A 5 10月の資格試験を受験する前に転学した場合、補助の対象外です。

Q 6 制度の存在を知らず、既に資格を受験してしまった。5月に受験した資格の費用は補助を受けられるか。

A 6 交付申請していない場合、補助の対象外です。

Q 7 交付申請後に、当該資格の取得難易度が高く、受験を断念した。その場合、途中までかかった経費は補助を受けられるか。

A 7 交付決定を受けた資格の受験を断念した場合、補助の対象外です。

Q 8 実績報告した後に、問題集代金の申請漏れが見つかった。間に合うか。

A 8 原則、実績報告の修正はできません。

■ 対象経費

Q 1 試験対策用の材料費は、個人で購入した材料も対象となるか。

A 1 試験対策用の材料費は、学校を通じて購入した材料に限り、補助の対象としています。

工科高校資格取得アシスト制度Q & A

(個人で購入した材料は、補助の対象外です。)

Q 2 資格試験合格後の免許発行手数料、郵送料は対象となるか。

A 2 資格試験合格後の免許発行手数料及び郵送料は、補助の対象外です。

Q 3 資格の受験料の振込にかかる振込手数料は対象となるか。

A 3 資格の受験料の振込にかかる振込手数料は、補助の対象外です。

Q 4 個人で申し込んで、民間教育機関（T A C等）の講座を受講する。自宅から民間教育機関までの交通費（電車）は対象となるか。

A 4 自宅から民間教育機関までの交通費（電車）については、補助の対象外です。

Q 5 技能講習の受講場所が茨城であり、現地に2泊3日で受講する予定である。交通費（特急）及び宿泊費は対象となるか。

A 5 原則、補助の対象外です。ただし、個別の状況に応じて判断しますので事務局に御相談ください。

Q 6 申込時に必要な証明写真は対象となるか。

A 6 申込時に必要な証明写真については、補助の対象外です。

■ 支払い

Q 1 各種支払にあたっては、クレジットカードや電子マネーで支払ってもよいか。

A 1 各種支払にあたっては、クレジットカードや電子マネーで支払っても差し支えありません。

Q 2 支払った領収書を紛失してしまった。クレジットカードで支払ったため、明細はある。補助を受けるにあたって必要となる情報は何か。

A 2 領収書を紛失してしまった場合、補助の対象外です。

Q 3 Amazon など、ネットショッピングで購入してもよいか。

A 3 購入に当たり支払ったことを証明する書類を提出することが可能な場合、補助の対象としています。